

要介護状態区分・所得段階別 利用料金表（ユニット型個室）

（令和8年8月1日現在）

1 割

【介護保険負担割合が1割の場合】

要介護3

（単位：円）

	介護保険給付の対象(1割負担)					1割負担 の合計 (1日)	科学的介 護推進体 制加算 (Ⅰ) (1月)	生産性向 上推進体 制加算 (Ⅱ) (1月)	協力医療 機関連携 加算 (1月)	(A) 1割負担の 合計 (30日の場合)	(B) 介護職員等 処遇改善 加算(Ⅰ)口 (30日の場合)	全額自己負担		自己負担 の合計 (1日)	(C) 自己負担 の合計 (30日の場 合)	1ヶ月(30日の場 合)の合計 (A)+(B)+◎
	基本 サービス 費	サービス提 供体制強化 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算 (Ⅱ)口	看護体制 加算 (Ⅰ)口	看護体制 加算 (Ⅱ)口							食 費	居 住 費			
第1段階	815	18	18	4	8	863	40	10	50	25,990	4,574	300	880	1,180	35,400	65,964
第2段階	815	18	18	4	8	863	40	10	50	25,990	4,574	390	880	1,270	38,100	68,664
第3段階①	815	18	18	4	8	863	40	10	50	25,990	4,574	680	1,370	2,050	61,500	92,064
第3段階②	815	18	18	4	8	863	40	10	50	25,990	4,574	1,420	1,470	2,890	86,700	117,264
第4段階	815	18	18	4	8	863	40	10	50	25,990	4,574	1,545	2,066	3,611	108,330	138,894

要介護4

	介護保険給付の対象(1割負担)					1割負担 の合計 (1日)	科学的介 護推進体 制加算 (Ⅰ) (1月)	生産性向 上推進体 制加算 (Ⅱ) (1月)	協力医療 機関連携 加算 (1月)	(A) 1割負担の 合計 (30日の場合)	(B) 介護職員等 処遇改善 加算(Ⅰ)口 (30日の場合)	全額自己負担		自己負担 の合計 (1日)	(C) 自己負担 の合計 (30日の場 合)	1ヶ月(30日の場 合)の合計 (A)+(B)+◎
	基本 サービス 費	サービス提 供体制強化 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算 (Ⅱ)口	看護体制 加算 (Ⅰ)口	看護体制 加算 (Ⅱ)口							食 費	居 住 費			
第1段階	886	18	18	4	8	934	40	10	50	28,120	4,949	300	880	1,180	35,400	68,469
第2段階	886	18	18	4	8	934	40	10	50	28,120	4,949	390	880	1,270	38,100	71,169
第3段階①	886	18	18	4	8	934	40	10	50	28,120	4,949	680	1,370	2,050	61,500	94,569
第3段階②	886	18	18	4	8	934	40	10	50	28,120	4,949	1,420	1,470	2,890	86,700	119,769
第4段階	886	18	18	4	8	934	40	10	50	28,120	4,949	1,545	2,066	3,611	108,330	141,399

要介護5

	介護保険給付の対象(1割負担)					1割負担 の合計 (1日)	科学的介 護推進体 制加算 (Ⅰ) (1月)	生産性向 上推進体 制加算 (Ⅱ) (1月)	協力医療 機関連携 加算 (1月)	(A) 1割負担の 合計 (30日の場合)	(B) 介護職員等 処遇改善 加算(Ⅰ)口 (30日の場合)	全額自己負担		自己負担 の合計 (1日)	(C) 自己負担 の合計 (30日の場 合)	1ヶ月(30日の場 合)の合計 (A)+(B)+◎
	基本 サービス 費	サービス提 供体制強化 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算 (Ⅱ)口	看護体制 加算 (Ⅰ)口	看護体制 加算 (Ⅱ)口							食 費	居 住 費			
第1段階	955	18	18	4	8	1,003	40	10	50	30,190	5,313	300	880	1,180	35,400	70,903
第2段階	955	18	18	4	8	1,003	40	10	50	30,190	5,313	390	880	1,270	38,100	73,603
第3段階①	955	18	18	4	8	1,003	40	10	50	30,190	5,313	680	1,370	2,050	61,500	97,003
第3段階②	955	18	18	4	8	1,003	40	10	50	30,190	5,313	1,420	1,470	2,890	86,700	122,203
第4段階	955	18	18	4	8	1,003	40	10	50	30,190	5,313	1,545	2,066	3,611	108,330	143,833

※端数処理の関係上、実際の金額と若干異なる場合があります。

2 割

【介護保険負担割合が2割の場合】

(単位：円)

	介護保険給付の対象(2割負担)					2割負担 の合計 (1日)	科学的介 護推進体 制加算 (Ⅰ) (1月)	生産性向 上推進体 制加算 (Ⅱ) (1月)	協力医療 機関連携 加算 (1月)	(A) 2割負担の 合計 (30日の場 合)	(B) 介護職員等 処遇改善 加算(Ⅰ)□ (30日の場合)	全額自己負担		自己負担 の合計 (1日)	(C) 自己負担 の合計 (30日の場 合)	1ヶ月(30日の場 合)の合計 (A)+(B)+C
	基本 サービス 費	サービス提 供体制強化 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算 (Ⅱ)□	看護体制 加算 (Ⅰ)□	看護体制 加算 (Ⅱ)□							食 費	居 住 費			
要介護3	1,630	36	36	8	16	1,726	80	20	100	51,980	9,148	1,545	2,066	3,611	108,330	169,458
要介護4	1,772	36	36	8	16	1,868	80	20	100	56,240	9,898	1,545	2,066	3,611	108,330	174,468
要介護5	1,910	36	36	8	16	2,006	80	20	100	60,380	10,627	1,545	2,066	3,611	108,330	179,337

3 割

【介護保険負担割合が3割の場合】

(単位：円)

	介護保険給付の対象(2割負担)					3割負担 の合計 (1日)	科学的介 護推進体 制加算 (Ⅰ) (1月)	生産性向 上推進体 制加算 (Ⅱ) (1月)	協力医療 機関連携 加算 (1月)	(A) 3割負担の 合計 (30日の場 合)	(B) 介護職員等 処遇改善 加算(Ⅰ)□ (30日の場合)	全額自己負担		自己負担 の合計 (1日)	(C) 自己負担 の合計 (30日の場 合)	1ヶ月(30日の場 合)の合計 (A)+(B)+C
	基本 サービス 費	サービス提 供体制強化 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算 (Ⅱ)□	看護体制 加算 (Ⅰ)□	看護体制 加算 (Ⅱ)□							食 費	居 住 費			
要介護3	2,445	54	54	12	24	2,589	120	30	150	77,970	13,723	1,545	2,066	3,611	108,330	200,023
要介護4	2,658	54	54	12	24	2,802	120	30	150	84,360	14,847	1,545	2,066	3,611	108,330	207,537
要介護5	2,865	54	54	12	24	3,009	120	30	150	90,570	15,940	1,545	2,066	3,611	108,330	214,840

※端数処理の関係上、実際の金額と若干異なる場合があります。

その他の費用	介護保険給付の対象	①外泊時費用	【1割】 246円/日 【2割】 492円/日 【3割】 738円/日	病院または診療所への入院を要した場合、及び居宅における外泊を行った場合、1月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定いたします。入院・外泊の初日及び最終日は算定しません。
		②初期加算	【1割】 30円/日 【2割】 60円/日 【3割】 90円/日	入居した日から起算して30日以内の期間に算定。 30日を超える病院または診療所への入院後に、指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も算定いたします。
		③療養食加算	【1割】 6円/回 【2割】 12円/回 【3割】 18円/回	医師の指示に基づいて、通常のメニューの他に、厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合。 【厚生労働大臣が定める療養食】は以下のとおりです。 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食
	全額自己負担		理美容代(2,000円/回)・特別な食事の提供・レクリエーションや行事などにおける、通常とは違う特別な活動費・医療費負担(嘱託医の往診や外来受診による診察代・薬代等)に関しては、それに要した費用について実費相当の負担を頂きます。	

※1. 『所得段階』（低所得者に対する食費・居住費の限度額措置）について

『所得段階』とは、低所得者に対する、所得・預貯金額に応じた食費・居住費の限度額措置のことで、介護保険負担限度額認定証による所得段階のことを指します。
介護保険負担限度額認定証をお持ちの方については、その所得段階に応じて、食費及び居住費をご請求させていただきます。（単位：円）

区分	対象者		食費	居住費	自己負担額 合計（日額）
第1段階	生活保護受給者		300	880	1,180
	世帯全員 市町村民税 非課税	老齢福祉年金受給者			
収入の合計額（合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額）が82,65万円以下の方		預貯金額単身650万円・夫婦1,650万円以下	390	880	1,270
収入の合計額（合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額）が82,65万円超120万円以下の方		預貯金額単身550万円・夫婦1,550万円以下	680	1,370	2,050
収入の合計額（合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額）が120万円を超える方		預貯金額単身500万円・夫婦1,500万円以下	1,420	1,470	2,890
第4段階 (基準額)	上記以外の方		1,545	2,066	3,611

※2 『高額介護サービス費』について

介護保険の自己負担額の1ヶ月分の合計金額が高額になった場合、所得等に応じた上限額を超えた額については、申請により『高額介護サービス費』として後日払い戻されます。（単位：円）

区分		自己負担上限額（月額）
生活保護を受給している方等		15,000円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下の方等	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
		24,600円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満		44,400円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満		93,000円（世帯）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上		140,100円（世帯）

※3. 「特別養護老人ホーム」への新規入居は、原則要介護3～要介護5となっておりますが、やむを得ない事情により要介護1、2の方が入居された場合
要介護1の方は基本サービス費が1日670円（2割負担の方は1,340円、3割負担の方は2,010円）、
要介護2の方は基本サービス費が1日740円（2割負担の方は1,480円、3割負担の方は2,220円）となります。
加算については、要介護度による差はありません。

※4. 利用料金表は、現時点での料金体系に基づくものです。

なお、介護報酬の改正及び施設体制の変更があった場合や、急激な経済事情や物価の変動及びやむを得ない事由がある場合相当な額に利用料金に変更になる場合がありますので、予め、ご了承ください。

※5. 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は、1ヶ月の介護保険給付の対象となる1割負担部分の総単位数(合計金額)に、17.6%を乗じた額(小数点以下四捨五入)になります。
(例) 介護度が要介護4(1割負担)の場合…基本サービス費+各種加算=934円(1日) × 30日 + 40円 + 10円 + 50円= 28,120円(1ヶ月の1割負担の合計金額)
28,120円 × 17.6 ÷ 1,000 =4,949円(介護職員等処遇改善加算)

お問合せについて

入所申込みや利用料金等に関するお問い合わせは、下記にご連絡ください。また、見学やご不明な点、施設の詳細等につきましても随時受け付けておりますので、ご遠慮なくお問い合わせください。

特別養護老人ホーム はしうら

電話：0225-25-7820 FAX：0225-25-7821

担当：今野・神山(生活相談員)